資料7

令和7年度に向けた教育・保育施設等の利用定員について

1 利用定員について

(1) 定義

- 施設(事業)の利用人数を示すもの。
- 子ども・子育て支援法に基づく給付費(施設の運営費用)を受けるには、利用定員に応じ た職員数や保育室面積等の基準を満たしていることが必要。
 - ※ 利用定員の遵守が原則だが、需要の増大への対応(超過入所)は可能。

(2) 設定主体

- 利用定員の設定は、市と設置者との協議により、市が設定する。※ 利用定員を新たに設定する場合は、子ども・子育て会議の意見聴取が必要。
- (3) 八戸市子ども・子育て支援事業計画(教育・保育の需給計画)における位置付け
 - 利用定員 = 事業計画における確保方策 = 需要に対する供給量

2 令和7年度の利用定員の変更等について

令和7年度において、利用定員の変更等を行う施設について次のとおり御報告いたします。

(1) 利用定員の変更内容(別紙1)

令和6年11月1日に施設種類の変更に伴い利用定員を新たに設定した施設、令和6年10月1日に利用定員を変更した施設、令和7年3月1日と令和7年4月1日に利用定員の変更を予定している施設、令和7年4月1日から施設の休止を予定している施設をお知らせいたします。

いずれの施設も個別に協議を行い、これまでの利用実績や地域需要等を踏まえ、施設運営の実情に沿った定員に設定しております。

(2) 利用定員の増減(別紙2)

令和7年度に向けた利用定員の地区ごとの増減をお知らせいたします。

(3) 教育・保育施設(事業)数及び構成比(別紙3)

教育・保育施設等の移行状況について、令和2年度から令和7年度までの年度ごとの施設(事業)数及び構成比を示したものです。